

予防接種に関する基本的な計画（平成26年厚生労働省告示第121号）における記載内容及びこれまでの取り組み状況（本日のヒアリングに係る関連部分）

### 市町村の役割に関する事項

#### 1. 「予防接種に関する基本的な計画」記載事項

##### 第二 国、地方公共団体その他関係者の予防接種に関する役割分担に関する事項

###### 三 市町村の役割

市町村は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。  
また、予防接種の安全性の向上のための副反応報告制度の円滑な運用及び予防接種の有効性の評価に資する感染症発生動向調査の実施への協力や、例えば、広域的な連携について協議する場を設けるといった広域的な連携強化等に取り組むよう努める必要がある。

##### 第三 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項

###### 三 定期の予防接種の接種率の向上

感染症の発生及びまん延の予防の観点から、定期の予防接種について高い接種率が求められるため、国、市町村等の関係者は接種率の向上のための取組を進める。  
また、国は、接種率についての統一的な算出方法及び目標とすべきワクチンごとの接種率について、引き続き検討する。

##### 第四 予防接種の適正な実施に関する施策を推進するための基本的事項

###### 三 予防接種記録の整備

市町村における予防接種記録の整備については、未接種の者を把握した上で接種勧奨を行うことによる定期の予防接種の接種率の向上及び予防接種歴の確認による接種事故の防止の点から効果的であるため、国は、予防接種台帳のデータ管理の普及及び活用の在り方について、個人情報保護の観点及び社会保障・税番号制度の導入に向けた状況も踏まえ、検討を進める必要がある。

また、個人の予防接種歴の把握に当たっては、母子健康手帳の活用が重要である。そのため、母子健康手帳の意義を改めて周知し、成人後も本人が予防接種歴を確認できるよう、引き続きその活用を図ることが重要である。

さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の趣旨及び内容を踏まえ、国民一人一人が自分の個人情報をインターネット上で確認できる仕組みを通じ、接種スケジュールや予防接種歴の確認が可能となるよう、必要な準備を行う。

## 第八 その他予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項

### 二 関係部局間における連携

予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には都道府県労働局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童及び生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、厚生労働省及び都道府県・市町村衛生部局は、文部科学省及び都道府県・市町村教育委員会等の文教部局との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一條に規定する就学時の健康診断及び第十三條第一項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

## 2. 現在の取組

### ○ 市町村の取組

予防接種法に基づく予防接種については、市町村長が実施するとされており(法第五条)、市区町村は、対象者の把握、対象者への案内、予防接種を行う医師及び場所の公告、実施の記録、健康被害の救済給付等を行っている。

### ○ 予防接種記録の整備関係

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーをもとに特定された個人情報をやりとりすること(情報連携)が可能となる。平成29年7月から情報連携の試行運用が開始されており、10月～11月に本格運用開始の予定。

また、マイナンバー制度を活用し、児童手当、保育、母子保健等の分野でのサービスを受けることができる「マイナポータル・子育てワンストップサービス」の運用が開始される予定。マイナポータルには電子申請機能、自己情報開示機能等が予定されている。